

トンネルじん肺根絶第7陣訴訟 追加提訴の4人も和解成立

2月13日に札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟」の追加提訴原告4人の和解が成立しました。昨年1月17日に提訴してから1年1カ月での早期和解成立で、これで第7陣原告全員が解決しました。法廷では布施雄士裁判長が和解条項を読み上げ、すべての被告から受諾書面が出されていることから和解成立を宣しました。

閉廷後に裁判所内で報告会を開き、弁護団の渡辺達生弁護士があいさつし、道本部の森国委員長が「トンネルじん肺基金」実現と新たな提訴準備など全国のたたかいについて報告しました。このあと裁判所前で記念撮影をし、記者会見では原告団長の古川榮一さんが早期の解決実現に感謝を述べるとともに「基金」実現にむけた決意を述べました。

函館支部 2月の「健康相談会」に12人

函館支部は1月に続いて2月2～4日に北斗市と函館市の5開場で「健康相談会」を実施しました。会場での参加は10人、組合事務所での相談は2人でした。1～2月の合計で相談者は21人となりました。新聞折り込みチラシは1月が約2万枚、2月は約6万枚で、「北海道新聞」に2回の開催記事が掲載され、医療機関にポスターを掲示したほか過去の相談者にダイレクトメールを送りました。

2月の相談はアスベスト関連が多く、職種も大工、設備工、内装工、造船工と様々でした。1～2月の相談件数の合計はアスベスト関連・6件、じん肺・4件、振動障害・10件、騒音性難聴・8件などで、このうち26件が検査予定です。

第25回中央委員会

1月27～28日、建交労第25回中央委員会が千葉県千葉市の「クロス・ウェーブ幕張」で開催されました。中央委員として北海道から道本部の森国委員長（札幌合同）と旭川支部の須貝さんが出席しました。

角田委員長は「今年こそ財界中心・富裕層の一人勝ちの歪んだ経済による『失われた30年』を取り戻す年に」「金権腐敗にまみれた自民党政治にさようならしよう」「軍事費より万博より復興支援へ舵を切るのは政治の責任だ」と強調し、「建交労の仲間ひとりひとりが主人公となり、たたかいの質・量ともに高めながら《ワンチーム》となりたたかいぬこう」とあいさつしました。

中央委員会では、石川県本部の東書記長から「令和6年能登半島地震」について特別報告で、被災地の状況や組合員の被害状況などが報告されました。引き続き物資両面での支援要請が必要とされており、会場でも救援カンパを集めて石川県本部へ手渡されました。

廣瀬書記長から春闘方針案などが提案され、満場一致ですべての議案が採決されました。

全国ダンプ部会総会

中央委員会終了後、全国ダンプ部会第29回総会が同じ会場で開かれ、北海道から森国委員長と宮澤書記長が参加しました。北海道からは、森国委員長が北海道新幹線での使用促進闘争の状況のほか、共済のとりくみなどについて報告しました。また、ヤマト運輸の大量リストラ問題での北海道の取り組みについて宮澤書記長が報告しました。

声 明

1 全国トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟2次提訴(2023年1月17日)について、本日、札幌地方裁判所において、原告4名と被告鹿島建設株式会社外ゼネコン計37社との和解が成立した。

第7陣訴訟は、東京地裁を含めて全国7地裁に提訴され、被害救済を求めてきた。すでにこの訴訟以外は和解が成立しており、本日の札幌地裁の和解は7陣訴訟としての最後の和解となる。

2 私たちは、1996年のトンネルじん肺補償請求団結成後、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」のスローガンの下に、ゼネコン訴訟、それに引き続く根絶訴訟の闘いを続けてきた。

この訴訟においても、被告ゼネコンは、和解前文において法的責任を認めた上で、じん肺被害者に対する謝罪と弔意とお見舞いを表明している。

また、これまでの全国トンネルじん肺訴訟で和解が成立した原告患者は2500名を越えている。

さらに、国のじん肺防止の規制権限不行使の責任を明らかにすることによってトンネルじん肺を根絶することを目指したトンネルじん肺根絶訴訟では、2006年7月7日に東京地裁において国の責任を認める勝訴判決を獲得し、その後、熊本、仙台、徳島、松山の各地裁で国の責任を認める勝訴判決を獲得した。

原告団・弁護団は、これらの勝訴判決を梃子にして、2007年6月18日、国(第1次安倍内閣)との間で合意を成立させ、国にトンネル建設工事におけるじん肺対策を強化するための措置を講ずることを約束させた。これに基づき、「粉じん障害防止規則」の改正と公共事業の積算基準における粉じん作業時間の短縮を実現すると共に、その後の運動で、トンネル建設工事労働者の健康情報管理システムを実現し、坑内作業場の切羽付近の粉じん濃度等の測定を事業者に義務づける等、じん肺防止対策を大きく前進させている。

これらの取組みによって、トンネルじん肺罹患者数は大幅に減少し、被害予防に大きく貢献することができた。

3 本訴訟は提訴から1年1カ月という比較的短期で和解を成立させることができた。

しかしながら、トンネルじん肺被害者が被害救済を受けるためには、訴訟を提起しなければならず、和解成立まで長期間がかかることもあり、あまりにトンネルじん肺患者の負担が大きい。訴訟を提起することなく簡易・迅速に権利救済を受けられるためにはトンネルじん肺救済法の成立とトンネルじん肺基金の創設が必要不可欠である。

現在、原告団及び家族会が中心となり、トンネルじん肺救済法の成立に向けて与野党の各議員に要請を行い、集められた賛同署名は現在190名に達している。

その一方で、現在も多数の新たなトンネルじん肺患者が発生していると共に、未だ救済を受けていないトンネルじん肺患者が多数存在するのは事実であり、私たちは、その方たちの被害救済についても、今後も取り組む所存である。

4 私たちは、本日の和解成立を受けて、より一層、じん肺防止対策の推進を求め、トンネルじん肺救済法の成立に向けて、ねばり強い取組みを強めていく決意である。

以上

2024年 2月13日

全国トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟原告団
全国トンネルじん肺根絶第7陣北海道訴訟弁護団
全日本建設交運一般労働組合北海道本部